

参考 3 用語集

参考3 用語集

〔あ行〕

オープンスペース

公園や広場、河川、山林、農地、社寺境内・墓地、学校運動場など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空気を総称している。

NPO

Non-Profit Organization 民間非営利法人組織の略。非政府、非営利で活動を行う、組織的な実体をもった団体（政治団体、宗教団体を除く）のこと。

〔か行〕

協働

協力して働くこと。今後のまちづくりは、行政と市民等が協働して進めることが重要である。

公園サポーター制度

公園をより良好な状態に維持し適切に活用されるよう、市民と一体となって管理する制度。

コンテナ

もともとは貨物輸送用の大型容器のこと。プランターよりも大型の緑化用の容器をいう。

〔た行〕

建物の緑化

建物の緑化の例としては、屋上庭園、地被類による緑化屋根、ベランダのプランター緑化、ツタ類を這わせた壁面などがある。

〔な行〕

ネットワーク

網状に連結させ、相互の機能を高めること。

〔は行〕

バリアフリー

様々な生活分野において障害をなくすこと。

ビオトープ

(Bio - Tope) 生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語。安定した生活環境をもった〔動植物の生息空間〕のこと。ある限られた地域に、元来そこにあった自然風景を復元することを指す。

苗圃

樹木の苗木を育てるための畑。苗畑。

フレーム

米国のミンスキー教授が「フレーム理論」で提唱した、将来的な計画を実現するために設定される目標値のこと。例えば人口フレーム、経済フレームなど。

ふれあいの森

鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、市民の森林レクリエーションや保健休養の場として整備された樹林地。

〔ら行〕

ランドマーク

景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつものこと。

緑地管理機構制度

平成7年の都市緑地保全法の改正により、住民や企業が主体となって緑の保全に取り組めるよう追加された制度。地方都市緑化基金など、民間からの寄付金などをもとに緑地の保全や緑化の推進に取り組むため、都市緑地保全法第20条の6の規定により、民法第34条に基づき設立された法人のうち、市民緑地の設置や管理等の業務を適正に行うことができると認められた法人を、緑地管理機構として都道府県知事が指定する。

緑地協定

都市緑地保全法第14条に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。